

令和5年第6回白鷹町議会定例会 第9日

追加変更議事日程

令和5年12月15日（金）午後3時00分開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | | 諸般の報告 |
| 日程第 2 | 議第 90号 | 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の設定について |
| 日程第 3 | 議第 91号 | 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の設定について |
| 日程第 4 | 議第 92号 | 白鷹町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議第 93号 | 白鷹町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の
一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議第 94号 | 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に
ついて |
| 日程第 7 | 議第 95号 | 白鷹町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定につい
て |
| 日程第 8 | 議第 96号 | 令和5年度白鷹町一般会計補正予算（第5号）について |
| 日程第 9 | 議第 97号 | 令和5年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第2号）につ
いて |
| 日程第10 | 議第 98号 | 令和5年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第2
号）について |
| 日程第11 | 議第 99号 | 令和5年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第2
号）について |
| 日程第12 | 議第100号 | 令和5年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第3号）に
ついて |
| 日程第13 | 議第101号 | 令和5年度白鷹町水道事業会計補正予算（第2号）につい
て |
| 日程第14 | 請第 2号 | 白鷹町大字鮎貝地区の町道路線の認定について
(産業建設常任委員長報告) |
| 日程第15 | | 議員管外研修の結果報告について
(議員管外研修団長報告) |
| 日程第16 | | 議会運営委員会管外視察研修の結果報告について |

○出席議員（12名）

1番	菅原隆男	議員	2番	衣袋正人	議員
3番	横山和浩	議員	4番	竹田雅彦	議員
5番	佐々木誠司	議員	6番	丸川雅春	議員
7番	金田悟	議員	8番	笹原俊一	議員
9番	山田仁	議員	10番	関千鶴子	議員
11番	今野正明	議員	12番	遠藤幸一	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤誠七
副町長	田宮修
教育長	衣袋慶三
総務課長	菅間直浩
税務出納課長	高橋浩之
町民課長	橋本達也
健康福祉課長	長岡聡
商工観光課長	黒澤和幸
農林課長併 農業委員会事務局長	大木健一
建設課長	菊地智
上下水道課長	鈴木克仁
病院事務局長	片山正弘
教育次長	橋本秀和
監査委員	竹田謙一

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	小林裕
補佐	芳賀和則
書記	竹田雅紀子

○開議の宣告

○議長（菅原隆男） ご参集、誠にご苦労さまです。

これより令和5年第6回白鷹町議会定例会9日目の会議を行います。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の説明

○議長（菅原隆男） 本日の議事日程は、お手元に配付の追加変更議事日程により進めます。

早速、議事に入ります。

○諸般の報告

○議長（菅原隆男） 日程第1、諸般の報告を行います。

内容を議会事務局長に朗読いたさせます。議会事務局長、小林 裕君。

○議会事務局長（小林 裕） 諸般の報告。

1. 第67回町村議会議長全国大会及び第48回豪雪地帯町村議会議長全国大会。11月29日。東京都。

第67回町村議会議長全国大会が開催され、長期的な人口減少や東京一極集中により過疎化、少子高齢化が深刻な問題となっており、地域活力が減退している。頻発する自然災害や原油価格、物価の高騰が国民生活や経済活動に深刻な影響を及ぼしている。町村は自主財源が乏しい中で福祉・医療、教育・子育て、防災・減災事業など、増大する役割に迅速・的確に対応していかなければならない。このような状況において、持続可能な地域社会を確立するためには、地方交付税等の一般財源総額の確保・充実により、真の地方創生とデジタル田園都市国家構想の実現に向けた取組を強力に進めていく必要がある。こうした取組を町村の実情に沿って展開していくためには、議会の機能強化及び多様な人材が議会に参画するための環境整備が不可欠であることから、一致結束して果敢に行動していくとする大会宣言を行った。

また、少子化対策の推進と子ども・子育て政策の強化や農業・農村政策の一体的な推進による食料安全保障の確立などの特別決議3項目、要望28項目、各地区要望9項目を決定した。

同じく開催された第48回豪雪地帯町村議会議長全国大会では、豪雪地帯対策の充実強化や冬期交通・通信の確保など8項目の要望を決定した。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 諸般の報告が終わりました。

○議第90号～議第91号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第2、議第90号 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について並びに日程第3、議第91号 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についての2件は、白鷹町議会会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第90号 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について、さらに、議第91号 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についての提案理由を申し上げます。

まず、議第90号 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定につきまして、人事院勧告に準拠した一般職の職員の給与改定等を行うため提案するものであります。

次に、議第91号 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定につきまして、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与を改定するため提案するものであります。

議第90号、議第91号とも、内容につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原隆男） 総務課長、菅間直浩君。

○総務課長（菅間直浩） ご説明申し上げます。

議第90号 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について。

白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨の1ページをご覧ください。

各条項の改正の要旨につきましては、記載のとおりであります。

主な改正点を申し上げます。

条例第1条のうち、第25条第2項及び第3項につきましては、一般職の職員の令和5年度における期末手当の支給割合を12月期において、一般職員につきましては100分の5月、定年前再任用短時間勤務職員につきましては100分の2.5月それぞれ引き上げるものでございます。

2ページをお開きください。

第26条第2項につきましては、一般職の職員の令和5年における勤勉手当の支給割合を12月期におきまして、一般職員につきましては100分の5月、定年前再任用短時間職員につきましては100分の2.5月それぞれ引き上げるものでございます。

第28条につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、引用条項の整理を行うものでございます。

別表第1第6条関係では、給料表の増改定を行うものです。

これにより、平均引上げ率は1.1%となるものでございます。

3ページをご覧ください。

条例第2条のうち、第25条第2項及び第3項につきましては、一般職の職員の令和6年度以降の期末手当の支給割合を改めるものでございます。

第26条第2項につきましては、一般職の職員の令和6年度以降の勤勉手当の支給割合を改めるものでございます。

4ページをお開きください。

附則第1項、この条例は公布の日から施行するもの。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行するもの。

以上でございます。

続きまして、議第91号 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について。

白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨の1ページをご覧ください。

主な改正点を申し上げます。

条例第1条のうち、第4条につきましては、常勤の特別職の職員の令和5年度における期末手当の支給割合を12月期において100分の10月引き上げるものでございます。

第7条第3項につきましては、議会の議員の令和5年度における期末手当の支給割合を常勤の特別職と同様に引き上げるものでございます。

2ページをお開きください。

条例第2条のうち、第4条につきましては、常勤の特別職の職員の令和6年度以降の期末手当の支給割合を改めるものでございます。

第7条第3項につきましては、議会の議員の令和6年度以降の期末手当の支給割合を常勤の特別職の職員と同様に改めるものでございます。

附則第1項、この条例は公布の日から施行するもの。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行するもの。

説明は以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。一括して質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

これより、日程の順に討論及び採決を行います。

まず、議第90号 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ採決いたします。

議第90号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第91号 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ採決いたします。

議第91号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第92号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第4、議第92号 白鷹町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第92号 白鷹町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

人事院勧告に準拠し、夏季休暇の使用可能期間について、見直しを図るため提案するものであります。

内容につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 総務課長、菅間直浩君。

○総務課長（菅間直浩） ご説明申し上げます。

議第92号 白鷹町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

白鷹町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2中、「9月」を「10月」に改める。

附則、この条例は令和6年1月1日から施行する。

本件につきましては、人事院勧告に準拠しまして、夏季休暇の使用可能期間について、現在6月から9月までとしているものを1か月間延長し、10月までとするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ採決いたします。

議第92号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第93号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第5、議第93号 白鷹町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第93号 白鷹町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、引用条項を整理するため提案するものであります。

内容につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原隆男） 総務課長、菅間直浩君。

○総務課長（菅間直浩） ご説明申し上げます。

議第93号 白鷹町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例。

白鷹町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条中、「第44条」を「第26条の8」に改める。

附則、この条例は公布の日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ採決いたします。

議第93号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第94号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第6、議第94号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第94号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による地方税法等の一部改正に伴い、所要の整備をおこなうため提案するものであります。

内容につきましては税務出納課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原隆男） 税務出納課長、高橋浩之君。

○税務出納課長（高橋浩之） ご説明申し上げます。

議第94号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨をご覧ください。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による地方税法等の一部改正に伴い、出産する（又は出産した）被保険者（以下「出産被保険者」という。）の産前産後期間相当分の所得割額及び均等割額を減額する等、所要の整備を行うものです。

各条項は記載のとおりでございます。

主な改正点を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第9条第3項につきましては、出産被保険者が属する世帯の納税義務者に対して課税する額は、出産被保険者の所得割額及び均等割額（低所得者軽減を行った場合は軽減後の均等割額）を次の各号に定める額を減額して算出した額とするものです。

第1号、出産被保険者に係る基礎課税額（医療分）の所得割額について、当該年度で算出した額の12分の1の額に出産の予定日（又は出産の日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には3カ月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち、当該年度に属する月数を乗じて得た額とするものです。

産前産後期間について、単胎妊娠の場合4カ月分が減額、多胎妊娠の場合6カ月分が減額。

産前産後期間及び算出額については、以下6号まで同じとなります。

第2号は、基礎課税額（医療分）の均等割を定めるものです。

第3号は後期高齢者支援金分の所得割額、第4号は後期高齢者支援金分の均等割額、第5号は介護納付金分の所得割額、第6号は介護納付金分の均等割額について定めたものです。

2 ページをご覧ください。

第9条の4につきましては、納税義務者が提出すべき届出について定めたものです。

附則の施行期日について、令和6年1月1日から施行するものです。

適用区分について、改正後の白鷹町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例によることとします。

説明は以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ採決いたします。

議第94号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第95号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第7、議第95号 白鷹町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第95号 白鷹町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

戸籍法の一部改正に伴い、広域交付による戸籍証明書の交付手数料を規定するなど、所要の整備を行うため提案するものであります。

内容につきましては町民課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原隆男） 町民課長、橋本達也君。

○町民課長（橋本達也） ご説明申し上げます。

議第95号 白鷹町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨をご覧ください。

本件につきましては、戸籍法の一部を改正する法律の施行により、本籍地の市区町村以外の市区町村においても戸籍証明書の交付が可能となる広域交付等が実施されることに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に基づき、広域交付の場合の交付手数料等を規定するため改正するものでございます。

各条項の改正の要旨につきましては、記載のとおりであります。

主な改正点のみ申し上げます。

別表第1号、広域交付による戸籍証明書の交付手数料を規定するとともに、文言の整理を行うものでございます。

第3号、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料を規定するものでございます。

第4号、広域交付による除籍証明書の交付手数料を規定するとともに、文言の整理を行うものでございます。

第6号、除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料を規定するものでございます。

第7号、電子化された届書等情報の内容の証明書の交付手数料を規定するとともに、第5号を2号繰り下げ第7号とするものでございます。

第8号、電子化された届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料を規定するとともに、第6号を2号繰り下げ、第8号とするものでございます。

附則第1項、この条例は令和6年3月1日から施行するもの。

説明は以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ採決いたします。

議第95号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第96号～議第101号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第8、議第96号 令和5年度白鷹町一般会計補正予算（第5号）についてから日程第13、議第101号 令和5年度白鷹町水道事業会計補正予算（第2号）についてまで、以上各会計補正予算6件は、白鷹町議会会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第96号から議第101号についての提案理由を申し上げます。

議第96号 令和5年度白鷹町一般会計補正予算（第5号）について及び議第97号 令和5年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第2号）について、議第98号 令和5年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議第99号 令和5年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について、議第100号 令和5年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第3号）について及び議第101号 令和5年度白鷹町水道

事業会計補正予算（第2号）について、以上6議案についての提案理由を申し上げます。

このたびの6会計の補正予算につきましては、給与の改定に基づく人件費の調整に対応したものであります。

なお、詳細につきましては各担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原隆男） 初めに、議第96号 令和5年度白鷹町一般会計補正予算（第5号）について説明を求めます。総務課長、菅間直浩君。

○総務課長（菅間直浩） ご説明申し上げます。

一般会計補正予算書（第5号）の1ページをご覧ください。

議第96号 令和5年度白鷹町一般会計補正予算（第5号）。

令和5年度白鷹町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,256万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億3,636万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。

款、補正額、計を申し上げます。

歳入でございます。

10款地方交付税2,256万6,000円、39億656万6,000円。

歳入合計、2,256万6,000円、95億3,636万6,000円。

3ページをお開きください。

歳出でございます。

1 款議会費、58万3,000円、9,327万6,000円。

2 款総務費、727万7,000円、12億8,166万6,000円。

3 款民生費、241万4,000円、23億2,622万8,000円。

4 款衛生費、93万7,000円、8億6,434万2,000円。

6 款農林水産業費、265万8,000円、6億9,191万6,000円。

7 款商工費、112万5,000円、6億3,619万6,000円。

8 款土木費、139万円、8億4,499万8,000円。

9 款消防費、9万5,000円、4億5,351万6,000円。

10 款教育費、598万5,000円、8億6,431万5,000円。

11 款災害復旧費、10万2,000円、6,388万9,000円。

歳出合計、2,256万6,000円、95億3,636万6,000円。

なお、歳出につきましては、国の人事院勧告に準拠した給与の改定に基づきまして、人件費の調整を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（菅原隆男） 次に、議第97号 令和5年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第2号）について説明を求めます。上下水道課長、鈴木克仁君。

○上下水道課長（鈴木克仁） ご説明申し上げます。

下水道特別会計補正予算書（第2号）1ページをお開きください。

議第97号 令和5年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,137万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。

款、補正額、計を申し上げます。

歳入、4款繰入金、32万6,000円、1億8,072万8,000円。

歳入合計、32万6,000円、4億5,137万8,000円。

次のページをお開きください。

歳出、1款公共下水道費、32万6,000円、2億7,677万1,000円。

歳出合計、32万6,000円、4億5,137万8,000円。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 次に、議第98号 令和5年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明を求めます。町民課長、橋本達也君。

○町民課長（橋本達也） ご説明いたします。

補正予算書1ページをお開きください。

議第98号 令和5年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,668万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。

款、補正額、計を申し上げます。

歳入、6款繰入金、12万6,000円、1億3,294万2,000円。

歳入合計、12万6,000円、15億2,668万8,000円。

次のページをお開きください。

歳出、1款総務費、12万6,000円、1,356万8,000円。

歳出合計、12万6,000円、15億2,668万8,000円。

なお、歳出につきましては、国の人事院勧告に準拠した給与の改定に基づき人件費の調整を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（菅原隆男） 次に、議第99号 令和5年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について説明を求めます。上下水道課長、鈴木克仁君。

○上下水道課長（鈴木克仁） ご説明申し上げます。

農業集落排水特別会計補正予算書（第2号）1ページをお開きください。

議第99号 令和5年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,325万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。

款、補正額、計を申し上げます。

歳入、5款繰入金、6万9,000円、9,106万9,000円。

歳入合計、6万9,000円、1億6,325万5,000円。

3ページをお開きください。

歳出、1款農業集落排水事業費、6万9,000円、1億943万3,000円。

歳出合計、6万9,000円、1億6,325万5,000円。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 次に、議第100号 令和5年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明を求めます。健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

介護保険特別会計補正予算書（第3号）1ページをお開き願います。

議第100号 令和5年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

令和5年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億9,383万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。

款、補正額、計を申し上げます。

歳入、3款国庫支出金、12万3,000円、4億435万2,000円。

5款県支出金、6万2,000円、2億5,720万2,000円。

7款繰入金、43万4,000円、2億6,996万3,000円。

歳入合計、61万9,000円、17億9,383万円。

3ページをお開き願います。

歳出、1款総務費、29万7,000円、4,354万2,000円。

3款地域支援事業費、32万2,000円、7,946万9,000円。

歳出合計、61万9,000円、17億9,383万円。

なお、歳出につきましては、国の人事院勧告に準拠いたしました給与の改定に基づきまして、人件費の調整を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 次に、議第101号 令和5年度白鷹町水道事業会計補正予算（第2号）について説明を求めます。上下水道課長、鈴木克仁君。

○上下水道課長（鈴木克仁） ご説明申し上げます。

白鷹町水道事業会計補正予算書（第2号）1ページをお開きください。

議第101号 令和5年度白鷹町水道事業会計補正予算（第2号）。

総則、第1条、令和5年度白鷹町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的支出の補正、第2条、令和5年度白鷹町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、款、補正予定額、計を申し上げます。

第1款水道事業費用、22万5,000円、3億184万円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第3条、予算第8条に定めた職員給与費の予定額を次のとおり改める。

補正予定額、計を申し上げます。

第1号職員給与費、22万5,000円、2,803万円。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。一括して質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

これより日程の順に討論及び採決を行います。

まず、議第96号 令和5年度白鷹町一般会計補正予算（第5号）について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ採決いたします。

議第96号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第97号 令和5年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ採決いたします。

議第97号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第98号 令和5年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ採決いたします。

議第98号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第99号 令和5年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ採決いたします。

議第99号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第100号 令和5年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ採決いたします。

議第100号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第101号 令和5年度白鷹町水道事業会計補正予算（第2号）について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ採決いたします。

議第101号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○請第2号の報告（産業建設常任委員長報告）

○議長（菅原隆男） 日程第14、請第2号 白鷹町大字鮎貝地内の町道路線の認定について（産業建設常任委員長報告）を議題といたします。

本件につきましては、産業建設常任委員会に審査の付託をした案件でありますので、産業建設常任委員長より審査結果の報告を求めます。産業建設常任委員長、金田 悟君。

〔産業建設常任委員長 金田 悟 登壇〕

○産業建設常任委員長（金田 悟） 請願審査報告書。

本委員会に付託の請願を審査した結果、下記のとおり決定したので、白鷹町議会会議規則第93条第1項の規定により報告します。

記。

受理番号、請第2号、付託年月日、令和5年12月7日、件名、白鷹町大字鮎貝地内の町道路線の認定について、審査結果、採択すべきもの。

以上です。

○議長（菅原隆男） 報告が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ採決いたします。

この採決は起立により行います。起立されない場合は不採決とみなします。

請第2号について、委員長報告のとおり採決とするに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菅原隆男） 全員起立。よって、請第2号は採決とすることに決しました。

○議員管外研修の結果報告について（議員管外研修団長報告）

○議長（菅原隆男） 日程第15、議員管外研修の結果報告について（議員管外研修団長報告）を議題といたします。

研修結果の報告を求めます。議員管外研修団長、関 千鶴子さん。

〔議員管外研修団長 関 千鶴子 登壇〕

○議員管外研修団長（関 千鶴子） 議員管外研修の結果報告について。

令和5年第5回白鷹町議会定例会における議決に基づき、議員管外研修を実施したので、その結果について報告します。

記。

1. 研修期日及び場所。令和5年9月20日から9月22日まで。東京都内及び神奈川県開成町。

2. 参加者。議員12名。

3. 研修目的。こども政策の新たな展開について（9月20日こども家庭庁）。議会改革・議会活性化について（9月21日開成町）

6ページからの研修のまとめの朗読をもって報告とさせていただきます。

研修のまとめ。

（1）こども家庭庁について。

こども家庭庁は、少子化対策、子供の貧困、いじめや虐待、社会的養育などの課題にこども政策の司令塔として総合調整する役割を持って、令和5年4月から内閣府の外局として設置された。また、各省庁で担っていた事務の一元化を目的としている。

少子化の要因についてアンケート調査などを実施した中では、複合的な要因が重なり少子化に至っていると認識。経済的な負担軽減も含め、あらゆる視点から取り組んでいるが、なかなか効果が表れないのが現状と把握している。

こども家庭庁が進める新たな取組については、発足したばかりとあって、意見聴取や

議論段階での検討中であり、今後の動向を注視し、展開に期待したい。

(2) 神奈川開成町について。

開成町は、町の面積が6.55平方キロメートル、平坦な土地で可住割合が100%という立地のところに人口が約1万8,800人おり、交通インフラも整っていることも加味し、移住者も多く、人口増にある。議員定数は12人だが、町内を歩いて回れるぐらいの広さにおいて住民との距離が身近なところで活動している開成町議会の議会活性化・改革を学ぶ。

開成町議会では、平成24年9月の地方自治法改正以前の平成22年1月より通年議会制を導入する。その後、議会の会期を条例で定め、通年の会期制を導入する。必要に応じて会議を開催できる、専決処分がなくなるなどのメリットがあるとのこと。今後当議会においても導入の検討をする余地はあると思料する。

日曜議会や議会報告会は、町民の方に議会活動の状況をお知らせすることや、意見などを町政に反映させるための取組と位置付ける。さらに、日曜議会では、無料の託児サービスも実施する。議会報告会は、自治会や各種団体等を対象として予算審議や各常任委員会からの報告などを行っている。各地区での報告会も実施しているとのことで、議会の様子を知ってもらうことやご意見などを伺う機会を確保するといったことから当議会でも検討課題としたい。

議会ICT化についても令和2年12月から議員1人1台のタブレット端末が配付され、会議資料のペーパーレス化が図られている。また、議会独自のウェブサイトを開設し配信している。加えて、議会広報紙をタブロイド判に改め、広報紙とウェブサイト両輪で広報改革をしている。まさに「読む」から「見る＝魅せる」改革を断行。広報を含めた情報発信の改革に対する議会としての覚悟が見て取れる。議会広報が自己満足に終わらず、初期の目的に立ち返り、町民に広く分かりやすく情報を発信していくことの重要性を再認識することとなる。

このたびの研修は、町民の方に議会を身近に感じていただくために当議会での議会活性化への取組を検討する上で大いに資するものだった。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 報告が終わりました。

お諮りいたします。議員管外研修については、ただいまの研修結果報告をもって終了したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本件は研修結果報告をもって終了することに決しました。

○議会運営委員会管外視察研修の結果報告について（議会運営委員長報告）

○議長（菅原隆男） 日程第16、議会運営委員会管外視察研修の結果報告について（議会運営委員長報告）を議題といたします。

研修結果の報告を求めます。議会運営委員長、遠藤幸一君。

〔議会運営委員長 遠藤幸一 登壇〕

○議会運営委員長（遠藤幸一） 議会運営委員会管外視察研修の結果報告について。

令和5年第5回白鷹町議会定例会における議決に基づき、議会運営委員会管外視察研修を実施したので、その結果について報告をいたします。

記。

1. 研修期日及び場所。令和5年11月15日から16日まで。長野県山ノ内町。
2. 参加者は、議会運営委員会委員6名と議長でございます。
3. 研修目的。議会活性化等についてでございます。

最後のページのまとめの朗読をもって報告といたします。

山ノ内町は、長野オリンピック会場となった志賀高原や湯量豊富な湯田中渋温泉郷などの高原と温泉を有していることから、四季を通じて観光客でにぎわっており観光と農業を基幹産業として発展してきた町であります。

人口は、本町に比べ1,000人ほど少ない、約1万1,000人であるが、議員定数は2名多い14名でありました。議員報酬については、本町より少ない19万2,000円であり、平成17年4月から平成27年5月までの間、議員報酬の10%カットを実施し、財政的な協力を行っていた。

全国的に議員の成り手不足の課題や議員報酬をアップする動きがある中において、山ノ内町においても成り手不足の課題は例外ではなく、深刻な問題となっている。議員定数の削減と併せて議員報酬のアップは予定していないということであるが、成り手不足の課題については、議員間討議でも話題になり、様々な意見も出ている状況である。議員の成り手不足や議員報酬については、本町においても議論を深めていく必要があると思われる。

反問権については、山ノ内町議会では平成24年9月議会より議員の一般質問において町長等に反問権を付与している。反問は、議長の出席要求に基づき出席した全員ができることになっており、実際行使された例は、町長から1回、町管理職から数回である。内容については、質問の背景や具体的な対案に係るものが多いということである。本町においてもこのような事例を研究しながら検討を進めていく必要があると思われる。

タブレット端末については、本町と同様に、まだ導入されていないが、平成27年から先進地の視察を行いながら、導入に向けた検討を行っており、令和7年度から導入を目指して検討を進めている。本町においても議会活性化特別委員会を中心に検討をしっかりと行い、来年度からの導入に向けて着実に進めていく必要がある。

山ノ内町は、政策づくりと監視機能を十分に発揮し、住民に開かれた議会を目指して

いる。議会活動の内容を分かりやすく、そして、多様な方法を活用して周知しており、直接地域住民の意見を聴く活動が議員の成り手不足の解消、あるいは町当局への様々な提言へと結びついている。これらのことが町の発展へとつながっていくという重要性を再認識するとともに、今後の当議会の活性化に資する研修となりました。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 報告が終わりました。

お諮りいたします。議会運営委員会管外視察研修については、ただいまの研修結果報告をもって終了したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本件は研修結果報告をもって終了することに決しました。

○委員会の閉会中の継続調査について（議会運営委員会）

○議長（菅原隆男） 日程第17、委員会の閉会中の継続調査について（議会運営委員会）を議題といたします。

議会運営委員会から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。本件については、申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本件は申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○閉会の宣告

○議長（菅原隆男） 以上で本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって令和5年第6回白鷹町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会

〈午後4時01分〉